交際費から除かれることとなり、上限一人当たり1万円以下の接待飲食費が費から除かれていましたが、改正後は費がらのの円以下の接待飲食費が交際

が上がります。

大和6年3月31日までに支出する飲食費に関しては、一人当たり5000 1万円以下ですが、令和6年4月1日以降 1万円以下となります。なお、この5 1万円以下となります。なお、この5 を行なっている場合には「税込」で「税 を行なっている場合には「税込」で「税 を行なっている場合には「税込」で「税 を行なっている場合には「税込」で「税 を行なっている場合には「税込」で「税

だる予算の増加、飲食店にとっては売ますので、交際費は損金不算入規定がありますので、交際費は損金不算入規定がありますので、交際費から除かれるということです。交際費から除かれるということです。交際費から除かれるということです。交際費から除かれるということです。交際費から除かれるということです。交際費から除かれるということです。

られます。

なお、この令和6年度税制改正大綱なお、この令和6年度税制改正大綱の発ます。本原稿の執筆時点(令和6年3日上旬)では、令和6年度税制改正の国会承認はまだおりておらず正式決定国会承認はまだおりておらず正式決定国会承認はまず変更されることはないと考えてよいかと思います。

確認しておこう接待飲食費の範囲等を

ı

1

1

1

| | |

1 1

該当する支出なのか否かの判断が重要が、接待飲食費の範囲、接待飲食費にないろいろとありますなど税制上の優遇措置が定められていなど税制上の優遇措置が定められてい規定」や「飲食費の5%損金算入規定」法令では、接待飲食費に関して、先法令では、接待飲食費に関して、先

ようなもの)

となります。

を除き、飲食費に該当します。を除き、飲食費について法令上は、「飲食する費用(社内飲食費を除く)」となっその他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く)」となっまず、飲食費について法令上は、「飲食す。飲食費の範囲から見ていきままず、飲食費の範囲から見ていきま

ヤージ科やナービス科等
① 自己の従業員等が得意先等を接待

③ 飲食等のために支払う会場費ャージ料やサービス料等

差入れ後相応の時間内に飲食されるための「弁当代」(得意先において催に際して、弁当の差入れを行なう値に際して、弁当の差入れを行なう

要する「お土産代」 提供されている飲食物の持ち帰りに